

栃木県立学校統合型校務支援システム更改調達業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

すべての県立学校が、同一システムを導入（運用開始）し、業務の共通化（標準化）を推進することにより、教職員の多忙解消及び児童生徒への指導の充実を図る。

2 業務概要

(1) 業務名

栃木県立学校統合型校務支援システム更改調達業務

(2) 業務内容

別紙「栃木県立学校統合型校務支援システム更改調達業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 14（2032）年 2 月 29 日（日）まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において、当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 委託料上限額

5 年総額：409,750,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】 令和 8 年度支払限度額： 6,830,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度支払限度額： 81,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 10 年度支払限度額：81,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 11 年度支払限度額：81,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 12 年度支払限度額：81,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 13 年度支払限度額：75,120,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 - 1 - 20

栃木県教育委員会事務局教育政策課教育 DX 推進室 ICT 教育推進チーム

電話 028-623-3571

電子メール ict-suishin@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

(1) 単独企業として参加する場合

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

イ 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有する者であること。または契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

- ウ 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- エ 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号または第 4 号に該当しない者であること。
- オ 都道府県等、公立の高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）及び特別支援学校の両校種において、統合型校務支援システムの稼働実績があること。
- カ ISMS またはプライバシーマークを取得していること。

(2) 共同企業体として参加する場合

- ア すべての構成員が、3(1)ア～エの要件を満たしていること。
- イ 構成員が、単独企業又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、3(1)オの要件を満たしていること。
- エ 個人情報等の機微情報を取り扱う業務を行う構成員が 3(1)カの要件を満たしていること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

項目	日程
提案募集	
質問受付期限<任意>	令和 8（2026）年 3 月 5 日(木)15 時まで
質問回答予定日	3 月 13 日(金)
参加表明等受付期限<必須>	3 月 23 日(月)15 時まで
参加資格審査結果通知・ 企画提案書提出依頼予定日	3 月 27 日(金)
企画提案書受付期限<必須>	5 月 7 日(木)15 時まで
審査	
プレゼン実施予定日	5 月 14 日(木)
選定結果通知送付予定日	5 月 18 日(月)
契約締結	5 月下旬

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和 8（2026）年 2 月 24 日(火)から同年 5 月 7 日(木)
- イ 配布場所：栃木県ホームページに掲載する。

(3) 質問受付

プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により電子メールにより提出すること。

- ア 受付期限 令和 8（2026）年 3 月 5 日(木)15 時 00 分まで
- イ 質疑方法 電子メールにより 2(5)に提出すること。
- ウ 回答期日 令和 8（2026）年 3 月 13 日(金)
- エ 栃木県ホームページにて公開する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書作成要領に基づき、下記の書類を作成し、持

参または郵送により提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書（別記様式2）
- ・確認書（別記様式3）
- ・事業者概要書（別記様式4）
- ・稼働実績整理表（別記様式5）
- ・本業務の実施体制（別記様式6）
- ・ISMS またはプライバシーマークの取得を証明する書類（写し可）

※ 共同企業体として参加する場合は、上記書類に加え以下の書類を添付すること。

- ・共同企業体構成書（別記様式7）
- ・委任状（別記様式8）
- ・共同企業体協定書の写し

イ 提出期限 令和8（2026）年3月23日(月)15時00分まで

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所 2(5)

エ 提出方法 持参（平日の午前9時から午後3時まで）または郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、別紙3機能要件一覧の回答を含め、持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。また、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）及び電子媒体1部（PDF形式とし、CD-R等により提出すること。）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- サ 委託業務における制作物の著作権は栃木県に帰属するものとする。なお、委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション（又はヒアリング）を実施する。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約候補者として選定する。

イ アに該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。

ウ イに該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった企画提案者を契約候補者とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 プレゼンテーションの開催

(1) 開催日時・場所

日時：令和8（2026）年5月14日（木）

場所：栃木県庁

※ 詳細な日時、場所は別途通知する。

(2) 所要時間（1提案者あたり）

- ・プレゼンテーション 25分以内
- ・質疑応答 20分以内

(3) 注意事項

- ・参加人数は、1提案者あたり5名までとする。（共同企業体においても1共同企業体あたり5名までとする。）
- ・企画提案書を用いて説明を行うこと。
- ・プレゼンテーション審査当日に、新たな資料を配付することは認めない。
- ・指定時間に遅れた場合には、評価対象としない。

7 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

8 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、毎月の精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 その他

- (1) 企画提案に参加する事業者は次の事を承諾すること。
 - ・本プロポーザルは令和8年度以降の当該事業に係る予算成立を前提としており、原案のとおり予算成立ができなかった場合は、本調達内容を変更することがある。
- (2) プロポーザル参加により、栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

別表 評価基準（栃木県立学校統合型校務支援システム更改調達業務）

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（6名）が採点する。
- 2 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約候補者として選定する。
- 3 2に該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。
- 4 3に該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった企画提案者を契約候補者とする。

No.	項目	評価内容	配点
1. 企画提案の総論			
1	事業の目的及び内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・提案全体として、栃木県の教育現場の状況を把握しており、本業務の目的及び内容を十分に理解した内容となっているか ・提案内容が、県の目指す校務DX（教員の業務効率化等）に資する統合型校務支援システムとしてふさわしいか 	10
2. 統合型校務支援システム整備の準備体制			
2	整備業務の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・今日的な教育課題、教員の業務課題について独自に検討し、県と県立学校の課題解決を支援できる体制を整えているか ・システムを全ての県立学校への導入を支援するための体制を整えているか 	20
3	データ移行	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場に負担をかけないデータ移行の方法を計画しているか ・旧システムのデータ構造によらず移行できるか ・過去データの扱い方が適切か 	20
3. 統合型校務支援システムについて			
4	機能と技術要件	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックスハイスクール及び特別支援学校への対応などが実効性のあるものか ・データが一元化され、入力したものがリアルタイムに反映されるなど、教員の業務効率化が図られるものか 	40
5	セキュリティとプライバシー	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護やセキュリティ対策が適切に行われているか ・アクセス制御やデータ暗号化等の実装 ・教職員、児童生徒、保護者、教員委員会それぞれが利用する前提で対策が講じられているか 	30
6	運用支援体制と保守	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を含むシステムの運用支援体制や保守計画は適切か ・バックアップの考え方は適切か ・文科省の制度等に対応した帳票更新等が可能か 	30
7	システムを利用した新しい業務実践の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との出欠連絡・健康調査回答等の双方向のやりとり（公開機能）やweb出願、合否の判定等、今後の学校業務の提案について実現性、実効性があるか 	30
8	ユーザーインターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ごとに不要な機能はそもそも見えないよう対応可能か ・画面が見やすく、どこに何が表示されているかがすぐにわかる配置となっているか 	10
4. 提案価格			
9	提案価格	低価格の順に評価	10
合計			200

(選定委員)

所 属	職 名	備 考
栃木県教育委員会事務局教育政策課	課長	委員長
	教育D×推進室長	委員
栃木県教育委員会事務局高校教育課	課長	委員
	主幹	委員
栃木県教育委員会事務局特別支援教育課	課長	委員
栃木県教育委員会事務局健康体育課	課長	委員